

京都市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市教育委員会
委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第7号

京都市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

京都市教育委員会公印規則の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「及び」を「に合議のうえ、」に改め、「に合議のうえ、教育長」を削り、
同条第4項及び第5項中「に合議のうえ、教育長」を削る。

第8条第1項中「に合議のうえ、教育長」を削る。

「
別表第2中

学校長印（一般公印）
幼稚園長印（一般公印）

 を
」

「

学校印（一般公印）
学校長印（一般公印）
幼稚園印（一般公印）
幼稚園長印（一般公印）

 に改め、同表その他の公印の項中「掲げる」を
」

「規定する」に改め、「課等の長」の右に「(課を置かない部又は室にあっては庶務を担当する課長)」を加え、「(図書館の分館を含む。)の長」を「の長(課を置かない教育機関にあっては、庶務を担当する課長その他これに相当する者)」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)